

作 業 基 準

平成 18 年 10 月 1 日
株式会社アクアネット広島

目 次

- 第 1 章 目 的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

- 平成 28 年 8 月 13 日 一部改正
- 平成 29 年 7 月 日 一部改正
- 平成 29 年 12 月 日 一部改正
- 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
- 平成 30 年 11 月 1 日 一部改正
- 平成 30 年 12 月 10 日 一部改正
- 平成 31 年 3 月 23 日 一部改正
- 令和 1 年 8 月 1 日 一部改正
- 令和 1 年 11 月 15 日 一部改正
- 令和 4 年 2 月 25 日 一部改正
- 令和 5 年 7 月 1 日 一部改正
- 令和 5 年 7 月 7 日 一部改正

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船内作業員及び陸上作業員の作業配置は、次のとおりとする。

1. 船内作業員

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する旅客の誘導（陸員：1名）
- ② ステップ等陸上岸壁施設の操作（船員：1名）
- ③ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し（船員：1名）
- ④ 乗船待機中の旅客の整理（陸員：1名）

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導（船員：1名）
- ② 固縛装置の取付け、取外し（船員：1名）
- ③ 旅客への接客等（船員：1名）

2. 陸上作業員

① 船内作業員の補助

- * 船内作業員及び陸上作業員は協力して同作業基準に定められた作業を行うものとする。

② 観音～宮島～岩国航路の場合

1. 乗下船する旅客の誘導（陸員：1名）
2. ステップ等陸上岸壁施設の操作（船員：1名）
3. 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し（船員：1名）
4. 乗船待機中の旅客の整理（陸員：1名）

③ 宮島口～宮島航路の場合は、同上②と同じ。

第3章 危険物の取扱い

(危険物の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送法及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をうけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船内に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の危険物等に該当す

るおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会のもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

- 4 船長は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(旅客の乗船)

第4条 陸上作業員または船内作業員は、旅客を乗船口に誘導する。

- 2 船内作業員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。

- 3 (旅客船うららの乗船作業)

身体障害者に対しては本船の後部乗船口より船内に誘導する。

車椅子利用者の場合は、車椅子の安全を確保し、本船の後部乗船口まで誘導し、昇降機を利用し、車椅子スペースまで誘導する。

視覚障害者の場合は、声をかけながら本船の後部乗船口まで誘導し、その後、足元を注意し階段を降りるよう声をかけ、客席まで誘導する。

- 4 陸上作業員及び船内作業員は、旅客定員を厳守し、乗客旅客数を確認の上、船長に報告する。

- 5 (旅客船さくら・すてら・かぐら・しえら・れいらの乗船作業)

上記の、うららと同型船の為、乗船作業内容はうららと同様とする。

- 6 (旅客船にしきの乗船作業)

右舷乗下船出入口脱着式ブルーワークを船員で取り外し、栈橋にあるステップを取り付ける。高齢者、身体障害者に対しては特に気を付けて船内に誘導する。

車椅子利用者に対しては、取り外し式スロープを利用し船内車椅子スペースまで誘導する。視覚障害者の場合は声掛けを励行して案内する。

- 7 (旅客船りうぐう・ふくまるの乗船作業)

高齢者、身体障害者等に対しては特に気を付けて本船の後部乗船口より船内に誘導する。

車椅子利用者の場合は、船体後部に取付けのスロープ式あゆみ板を利用し左舷後方の車椅子スペース及びバリアフリー客席まで誘導する。

視覚障害者の場合は、声を掛けながら本船の後部乗船口まで誘導し、その後バリアフリー客席及び船内客席まで誘導する。

(離岸作業)

第5条 船内作業員は旅客の乗船が完了した時、船長の指示により迅速かつ確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 船内作業員は、船舶の着岸前に綱取り、その他必要な準備を完了しておく。

- 2 船内作業員は、船が着岸体制に入るまでに所定の位置につき、迅速かつ確実に綱取り作業を実施する。

- 3 船内作業員は、船長の指示により迅速かつ確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は、運航管理補助者は係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ等の保安に十分に留意する。

第8条 船長は、船体が完全に着岸した事を確認した後、船内作業員及び陸上作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

(旅客の下船)

第9条 船長は、下船準備完了を確認した後、船内作業員及び陸上作業員に旅客の誘導を指示し、下船させる。

2 (旅客船うららの下船作業)

身体障害者に対しては本船の後部乗船口より船外に誘導する。

車椅子利用者の場合は、昇降機を利用して後部甲板に上昇し、後部乗船口から車椅子の安全を確保し、船外まで誘導する。

視覚障害者の場合は、声をかけ客席より誘導し、後部乗船口を経て船外まで誘導する。

3 (旅客船さくら・すてら・かぐら・しえら・れいらの下船作業)

上記の、うららと同型船の為、下船作業内容はうららと同様とする。

4 (旅客船にしきの下船作業)

下船時にて船員で右舷乗下船出入口脱着式ブルーワークを船員で取り外し栈橋にあ高齢者、身体障害者に対しては特に気を付けて船外に誘導する。

車椅子利用者に対しては、脱着式スロープを取り付け、車椅子の安全を確保し船外まで誘導する。視覚障害者の場合は声を掛け、客席より誘導し安全に船外まで誘導する。

5 (旅客船りうぐう・ふくまるの下船作業)

高齢者、身体障害者等に対しては特に注意し船外まで誘導する。

車椅子利用者に対しては、船体後部に取付けのスロープ式あゆみ板を降ろし船外まで誘導する。

視覚障害者の場合は、声を掛けバリアフリー客席及び客席より誘導し安全に船外まで誘導する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項の周知)

第10条 陸上作業員は、乗船待ち旅客に対し次の事項を口頭にて周知しなければならない。

(1) 旅客は乗下船時、係員の誘導にしたがうこと。

(2) 船内においては、船長その他の乗務員の指示に従うこと。

(3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(乗船客に対する遵守事項等の周知)

第11条 船長は、船内の旅客が見えやすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

① みだりに船舶内の操舵施設その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客船客乗降用施設を操作すること。

② みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

- ③ 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- ④ みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- ⑤ 石、硝子瓶、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- ⑥ 水中投棄を禁止された物品を水中に投棄すること。
- ⑦ 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- ⑧ 船舶内の秩序若しくは風紀を乱し又は衛生に害のある行為をすること。

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号）

(4) 病気、盗難その他船舶の事故が発生した場合の乗務員への通報

(5) 乗下船時及び非常の場合の際、係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第12条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。